## 県保連「労働保険料算定基礎賃金等の報告」の入力の仕方

- 1. 労災保険対象労働者及び賃金
- (1) 常用労働者
- \* 保育園で賃金を受けて働いている労働者(臨時職員でも、**雇用保険被保険者となる労働者はすべて**常用労働者)の人員・支払賃金(総支給額)を入力
- \* 介護休業等で労働していない者でも、雇用保険料・その他社会保険料等を事業主が負担する場合は、 人員・支払金額を入力する。支払額がない場合は人数だけ加算する。
- (2) 役員で労働者扱いの者(業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等)
- \* 理事長と同居の親族で、雇用保険には加入できないが、本人が理事を兼ねていない場合に入力する
- (3) 臨時労働者(雇用保険の被保険者とならないパートタイマー・アルバイト等)
- \* 一日でも労働し、賃金を支払った者等の人員・支払賃金を入力
- (4)合計 \* (1)(2)(3)の合計
- 2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金
  - (5) 被保険者(雇用保険の被保険者となるパートタイマー・アルバイト等)
- \* 雇用保険の資格取得をしている者(短時間雇用被保険者を含む)の人員・支払賃金
- \* 理事長と同居の親族は、雇用保険には加入できないので、(5)(6)には入力しない。
- (6) 役員で被保険者の者(給与支払等の面からみて労働者的性格の強い者)
- \* 理事で職員としての身分をあわせ持ち、労働者的性格の強い者の人員・支払金額を入力する
  - ・ 例えば、雇われ園長等は、(5)に含まれるが、他の職員と区別するために、(6)に入力しても良い
- (7) 合計 \* (5)(6)の合計
- (8) 雇用保険加入者で、高年齢労働者分(平成27年4月1日現在で、満64歳以上の者)
- \* 昭和 26 年 4 月 1 日以前に生まれた者の人員・支払賃金を入力
- ※ 1ケ月平均被保険者数・・・4月から3月までの人員の合計(賞与は含まない)÷12 (切り捨て)
  - (ア) A·····4月から3月まで(賞与を含む)の合計(円単位) \* D···A の千円単位(切り捨て)
  - (イ) B·C··4月から3月まで(賞与を含む)の合計(円単位) \* E·F···B·C の千円単位 (切り捨て)
- 3. 事業の概要・・・ 9434:保育所 9435:認定こども園 9432:左記以外(社会福祉又は介護事業)
- 4. 特掲事業 ・・・ 2. 該当しない
- 5. 新年度賃金見込額・・・ \*1. 前年度と同額に○をする(新規加入は別)
- 6. 延納の申請・・・ 1. 一括納入 2. 分割(3回)のいずれか希望するものに○をする

(○印がない場合は、昨年と同様と判断します。)

- 7. 「予備欄」には入力しない
- 8.「業種変更欄」には入力しない
- 9. 特別加入者の氏名
- \* 労災保険にて、事業主もしくは業務執行権があると認められ、労働者となれない者で特別加入の申請書を出し、受理された者の氏名を入力
- 10. 承認された基礎日額 \* すでに特別加入が認められている者は、氏名と一緒に入力

(昨年度の報告を参考にしてください)

- 11. 適応月数 ・・・ \*途中加入・喪失等、状況に応じて月割りができる
- 12. 希望する基礎日額・・・ \*希望にて基礎日額を入力。
- 13. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名(生年月日)
- \* 雇用保険の被保険者の範囲で昭和 26 年 4 月 1 日以前に生まれた高年齢者の氏名・生年月日を入力。 (2 の(8)に入力した者の氏名)
- \* 申告済概算保険料 ・・・ 27 年度概算保険料合計(第1期納入通知書に記載) \*不明の場合は県保連で入力しますので空白で結構です
- \* 事業主氏名・作成者氏名を入力のこと(印鑑は不要です)
- ※ 昨年度の算定基礎賃金等の報告を参考にご入力ください。